

福島町自立プラン推進委員会 平成 18 年度第 2 回会議議事録

開催日	平成 19 年 3 月 26 日 (月)			
出席委員 (11 名)	熊野茂夫、小笠原実、金谷英昭、小笠原幸助、野川裕行 金谷奉宏、小林佳子、吉田善男、中島義正、久野寿一 小泉五郎			
欠席委員 (6 名)	中塚徹朗、塚本謙也、清水圭子、堀繁子、竜川久美子 成田寛治			
出席説明員 (16 名)	町 長	村田 駿 助	役 員	竹下 泰弘
	教 育 長	金谷 裕	総 務 課 長	丁子谷雅男
	議会事務局長	大坂屋昌輝	財 務 課 長	花田 春夫
	税務 G 参事	本庄屋 誠	町 民 課 長	川岸 勤
	福祉 G 参事	花田 修一	建 設 課 長	新山 佳隆
	産 業 課 長	三鹿 菊夫	農 林 G 参事	極 檀 忠男
	商工 G 参事	出羽 正機	吉岡支所長	小林 清
	教 育 次 長	木村 修	生涯学習 G 参事	工藤 昭一
事務局 (4 名)	企画 G 参事	土門 修一	企画 G 総括主査	前田 勝広
	企画 G 主査	住吉 英之	企画 G 主事	中塚 雅史

(開会 午後 6 時)

(事務局)

本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、これより平成 18 年度第 2 回福島町自立プラン推進委員会を開催いたします。

開催にあたり委員長より挨拶を申し上げます。

(委員長)

本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

前回会議は平成 18 年 10 月 4 日に開催され、主に事務事業等の検証を行いました。

検証後の財政推計収支額は、前期プランの最終年度である平成 21 年度末で、当初の 3 億 8 千 21 万 6 千円の赤字が 1 億 8 千 7 百 33 万円少ない 1 億 9 千 2 百 88 万 6 千円となりました。

本日の会議は、平成 18 年度一般会計の決算見込み、平成 19 年度当初予算の概要、ふるさと応援基金事業の選考等を主な内容として検討いたします。

なお、本日の会議の出席者は委員 17 名中 11 名の出席で、半数以上の出席がありますので、要綱第 6 条第 2 項の規定により会議が成立したことを宣言いたします。それでは、早速会議を進めてまいります。日程の 3、村田町長から挨拶をお願いします。

(町長)

一言、ご挨拶申し上げます。平成19年度一般会計当初予算は、2億4千万円くらい基金から取り崩したなかでの予算のまとめになっております。

それが年度末に取り崩し予定しているものがいかに少なく済むかあるいはゼロになるのかそれがこれからの19年度にあたっての自立プランを推進するなかでの非常に大事なことではないかそう思っております。

また、後程説明する予定になっております、ふるさと応援基金つきましても毎年、百万円、4年間で4百万と予定をたてておりましたが、今日の資料の中でもあります。単年度で約4百万円近い応援基金を18年度だけでいただきました。

その用途等についてもこれから皆様と忌憚のない意見を取り交わした中で有意義に利用出来る方向性を見出していきたく思っているところであります。

限られた時間での会議になりますが、どうぞ忌憚のない意見をだして福島町の自立プランがもっともっと効果が出るような形で進み、そして応援基金が町の産業なり福祉なり色々な分野の中で有意義に利用される事を皆様方からアドバイスして頂ければ非常に嬉しいと思っておりますので何分にもよろしくお願い申しあげながら、誠に簡単でございますが委員会開会に先立ちましての挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。

(委員長)

村田町長ありがとうございました。次に、会議日程の4、(1)平成18年度一般会計の決算見込みについて、を議題とします。

内容について、事務局より説明願います。

(事務局)

案件1平成18年度一般会計の決算見込みでございます。

1ページと2ページでございます。

平成19年3月15日現在の決算見込額と、自立プラン特別対策後の財政推計額との比較を行いましたので、この内容について説明いたします。

最初に、2ページ下段をご覧ください。今回の決算見込みの方法でございますが、原則、3月定例会で議決された予算額を持って決算見込額とさせていただきます。ただし、除雪費、災害弔慰金、予備費など、不用額を見込んだところであります。なお、議決後の歳入歳出予算はそれぞれ3,026,515千円となっております。

それでは、1ページに戻り、歳入から説明いたします。

表は、左から科目、決算見込額、自立プラン計画額、比較、3月定例会後の現行予算に対する決算見込額の増減でございます。

歳入の決算見込額の合計額は、現行予算額より3,500千円少ない3,023,015千円で、自立プラン計画額3,119,105千円に比べ96,090千円(3.1%)少なくなる見込みです。

この主な内容でございますが、9の地方交付税は、1,698,042千円で、プランと比べますと99,814千円の増であります。うち、普通交付税は1,584,879千円でプランより111,008千円(7.5%)の増でございます。

次に、18の繰入金でございますが、59,321千円でプランに比べ144,223千円の減となっております。

これは、地方交付税の増や後で説明する歳出の減などにより、不足する財源補てんのための、財政調整基金の繰入金(取り崩し)が44,443千円となり、プラン

に比べて 158,621 千円少なくなったことによるものです。

なお、増減欄に記載のある災害援護貸付金債 3,500 千円の減は、災害弔慰金の支出に伴う、長期借入金であります。今回の決算見込みにおいて、当該災害弔慰金の一部に不用額を見込んだことから減とするものであります。

決算額に占める割合ですが、9の地方交付税が全体の56%、地方税が14%、使用料・手数料で4%、地方債で6%の割合が主なものであります。

【歳出】でございます。

歳出の決算見込の合計額は、現行予算の不用額を 41,000 千円と見込みまして、2,985,515 千円となり、プランに比べますと 133,590 千円(4.3%)少なくなる見込みでございます。

不用額 41,000 千円の内訳でございますが、除雪委託料 28,500 千円、災害弔慰金 4,000 千円、予備費 2,000 千円、それにその他、物件費、これは、旅費、消耗品費、光熱水費などで 6,500 千円の合計で 41,000 千円と見込んでいます。

次に、主な内容でございますが、1の 人件費の決算見込は、プランに比べて 8,637 千円少なくなっています。これは、平成 17 年度末に職員 1 名が早期退職したことによる給料等の減が主な内訳でございます。

2の物件費でございますが、決算見込額は、プランに比べて 35,697 千円が少なくなっております。これは、増減欄に記載のある、除雪委託料の不用額によるものです。

除雪委託料の現行予算は 43,500 千円で決算見込みを 15,000 千円とし、28,500 千円の不用額を見込んだことによるものでございます。

5の補助費等はプランに比べ 45,006

千円少なくなっております。

内訳でございますが、渡島西部広域事務組合のし尿等の負担金、消防負担金、渡島廃棄物広域連合の負担金で 21,700 千円少なくなったものでございます。

特に福島消防署の負担金については消防職員の人件費についても町と同様に給料、期末手当の削減を同様で行っております。

それから、物件費等についても同じように節減に対して協力いただいているところでございます。

次に、増減欄に記載してあります、災害弔慰金は自然災害等の際に条例に基づき支払われる弔慰金・見舞金で現行予算 5,000 千円のうち 4,000 千円の不用額を見込んでおります。

次に、予備費でございますが、現行予算 2,000 千円の全額を不用額と見込みました。

次に、単年度収支でございますが、歳入決算見込額 3,023,015 千円から歳出の決算見込額 2,985,515 千円を差し引き 37,500 千円の黒字(繰越金)を見込んでいるところでございます。

歳出の決算額に占める割合ですが、1の 人件費 26%、8の公債費 24%、5の補助費等 17%、2の物件費で 12%が主な内容でございます。

なお、3月15日にてこの資料調整した後に新聞等にも報道されましたが特別交付税が正式決定されまして、22日に国の方から収入になっており、その金額については、後程財務課長より金額的な事について参考までに説明させていただきたいと思っております。

また、各担当課長も出席しておりますので、不明な点や、確認したい事項等あれば質問していただきたいと思います。以上で説明を終わりますので、よろしく

お願いします。

(委員長)

それでは、財務課長の方から補足説明をお願いします。

(説明員)

特別交付税の内容について補足説明いたします。

1ページの歳入の部分の9の地方交付税の中で普通交付税、特別交付税となっており、普通交付税はもう既に決定を受けており特別交付税については、3月20日にいただきましてその額が決算見込額では、113,163千円となっておりますが決定額が175,449千円でこの金額を比較しますと62,286千円が増えた事になっております。

このため、専決処分による予算の補正、財源振替を予定しております。

1ページの18の繰入金の中で財政調整基金繰入金の中で44,443千円を見込んでおりますが、今回の特別交付税でこれが0円になります。加えて財源調整のために基金の方に余剰分、先ほどの62,286千円の差引分、17,843千円これを今後の財源調整として基金の方へ積立すると考えております。

次ページの単年度収支の方についても大幅に変わってきますが、ここでは37,500千円と見込んでいますが繰入金の部分が財源調整されるということになりますので、この部分が金額的に膨らんでくるので結果としては嬉しい結果ではありますが、まだ決算見込みであり5月まで出納整理期間がありますのでその辺充分精査した中で決算が出てくるものであります。以上、簡単ではありますが状況説明を終わります。

(委員長)

最終的に単年度収支の - のところがどのようなになるのか。

(説明員)

単年度収支の部分については変更ありませんが、ただ繰入金が0円になりますので次年度以降に基金として残るということになります。

(委員長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質問がございますか。

(委員)

9の地方交付税は普通交付税及び特別交付税に分けられているがどのような内訳なのか。

(説明員)

普通交付税とは、基準財政需要額を算出しまして決定時期が7月の初旬に決定されます。これが普通の財政部分に対する交付税のあり方です。

特別交付税は町村によつての特殊事情、例えば大きく言えば病院を持っていたとかその年は、災害被害が大きかった等財政事情の中の特殊事業が出てくればそれを加味して交付されるものが、特別交付税であります。

(委員)

歳出の方の9の積立金、11の貸付金について、企業会計の視点から眺めた時に積立金というものは財産として積み上げるものなのか、貸付金は、どこかへお金を一時的に貸付して後から回収されるもののかなというイメージでみていたのですが、そのような理解でよろしいの

ですか。そうであれば、本来的にはこのような支出の形をとっているのですが財産として残っていくのだろうなという理解でみていたのですがよろしいですか。

(説明員)

よろしいです。

(委員)

企業会計からいきますと損と益の計算をするのが損益計算書で期間1年間の今までの財産の積み上げた結果が貸借対照表で表れるのですが、歳入・歳出の他に財産的な表現は出来ないのですか。

預金がいくら残って、積立金がいくら残って、貸付金がいくら残って、借入がいくらあるのかという、そのような見方に慣れているものですから何とも数字でみても頑張ったなと思いますが、財産上どのような影響を受けているのか一目で理解が出来ない部分がありましたので。

(説明員)

財産と表現すれば合わないかもしれないが公的施設も本来的には財産として当然計上し複式であれば財産処理するものであると思うが、役場の場合は単式であり、年度、年度での処理の仕方をしております。

一番心配なのは、負債がいくらというお話をお聞きになりたいと思いますが、借入ということでお話ししますと、約60億円近いものが借入としてあります。その中で、過疎対策債というものがあるのですがだいたい20億円位ありましてその元利償還の70%が交付税の中に入ってくるためトータル的に60億円のうち交付税に入ってくるのが約5割と掴んでいただければいいかと思います。

これからの見通しでどうなるかわから

ないのですが60億円の内約30億円は利息を含めて、利息は約7億8千万円位付き、約67・8億円の半分は交付税として出てくる。その半分は、借金に似たようなものですが、ただ単式ではその辺が出てきません。一覧の中ではでてきますが、その辺だけが複式と違うということだけのご理解していただきたい。それと、財産の部分でいいますと公的施設も財産として処理しなければならないのですが単式の決算見込み等の中では出て来ません。これは各自治体同様なのでご理解いただきたい。

(委員)

この資料は3月議会で整理された事を見本にして作っているんだらうと思いますが、この次ぎの委員会はいつ頃を予定しているのですか。

(事務局)

今年の10月を予定しております。

(委員)

そうすると、5月の決算で確定した数字と自立プランとの対比はいつ出来るのですか。

(事務局)

基本的には10月・3月の毎年2回会議を開催することになっております。

ですから10月に行う際には、委員がおっしゃったように決算がまとまりますので、その決算をもって財政収支等の関係その時点ではっきりしたものを委員の皆様を示して自立プランの財政計画と実際の決算の結果がどうなったかを示すことを予定しております。

(委員)

今日の会議資料は一応決算見込みでありますし、交付税でも7千万円もこの資料より増えている訳ですし、決算見込みも変更になってくるのではないですか。

本資料を確認してもその辺が不明な部分がありますし比較の仕方がないですし、単年度収支で37,500千円と数字がありますが、説明ですと特別交付税で約62,286千円が増えている訳でありますから1億円以上の繰り越しというものになりますよね。

(事務局)

これから案件2の方で平成19年の当初予算を説明しますが、その時に貯金(基金)の話もします。財務課長から説明のありました特別交付税62,286千円の増に伴う調整は、取崩す見込みでいた貯金44,443千円を取止め、なお余る約17,000千円については貯金に積み立てするということです。このため、単年度収支見込みとしては、歳出の41,000千円の不用額と歳入の3,500千円の減との差引きで、37,500千円の繰越金の額は変わらないものになると考えています。結果的には、貯金(基金)が62,286千円増えると捉えていただきたいと思います。

(委員)

ただ、配布後であっても資料については修正し現時点の資料を出せるのではないのですか。

(説明員)

18年度の決算ベースは3月31日で終わりますが出納整理期間が5月までありますので、5月末まではっきりとした数字は出てきません。

本来であれば、決算終了後にこのような会議を開催するのが良いのですが、会議の進行関係もありますからこの時期という開催になっておりますが、財政側としてはしっかりした数字を提示したいのですが、ただ提示するにも次回の会議は10月開催予定でありますので、委員の皆様が資料を必要とするのであれば決算終了後に会議資料として提供できると思っています。

申し訳ないのですが、決算見込みでありますので了承願います。

(委員)

決算見込みで説明しているのだから、現時点で決算になればおおよその数字はこの位だという説明をしていただいてもよいのではないか。

(説明員)

金谷委員の意見については、前回の会議でも早い対応が出来ないかという意見もありましたが今、説明したとおり基本的に決算の認定自体は9月の定例会で行うことになっておりまして、それに併せて10月に詳細の部分は最終確定します。

ただ、中間の部分で特別交付税が62,000千円の伸びましたその部分については説明しておりますが、基本的には貯金の部分が大きなポイントになってきますが、そこは6ページ一番上の9月の修正の段階で628,000千円貯金があります、貯金があった部分に特別交付税で62,000千円が伸びますので今年の44,443千円の取崩しは行わず平成18年度において貯金は崩さないで逆に62,286千円の差引分の約17,000千円程度については積み立てする、という考え方がありますから、18年度末の段階で貯金として残っていく整理と

なるものですのでお願いします。

(事務局)

委員からありました意見については出来るだけ直近の数値で表示して、追加の情報に関して資料で提供できるものであるのであればそのような事も考えていきたいと思っております。

(委員長)

数字上の問題については、委員会としてはある程度納得していただいて10月の最終的な数字を待つ事でよろしいですか。

(各委員)

了解

(委員)

1ページの歳入18番の繰入金についてなんですが、自立プラン計画額では0円となっているのですが、決算見込額では、12,478千円となっていたり、21番の減税補てん債でも、3,700千円となっていたり、これはプランのたてかたに問題があったのですか。

(事務局)

18番の他会計繰入金の決算見込みの部分については、介護保険・老人保健などの他会計からの戻入の収入になります。

自立プランを策定段階では、他会計から一般会計へはお金が戻らない見込みでたてたものが、平成18年度の決算見込みでは、他会計が黒字になりましたのでその分一般会計へ戻入となっております。

ある程度の金額、例えば10~100千円程度であれば見込む事も可能であると思いますが、具体的に何百万円とかを予測することは自立プランでは出来ませ

るので他会計繰入金については、そのような整理とさせていただきました。

減税補てん債の決算見込みについては、平成17年度のプラン策定の段階では、平成18年度から減税補てん債の制度がなくなるとの情報がありまして、その見込みのうえでプラン策定したものであり、幸いにもその制度がまだ残りまして決算見込みのとおりとなりました。

(委員長)

他に質疑がないようなので、次の案件に入ります。

(2)平成19年度一般会計(当初予算)について議題とします。

内容について、事務局より説明願います。

(事務局)

案件2平成19年度一般会計(当初予算)の概要について、でございます。

(1)歳入・歳出の予算状況でございますが、平成19年度の当初予算額と自立プラン計画額との比較を表にしましたので、この内容について説明いたします。

【歳入】でございますが、当初予算額は、3,107,940千円でプランに比べますと75,197千円(2.4%)少なくなっています。1の地方税は、447,475千円でプランに比べて43,746千円(8.9%)の減となっております。所得の減少や納税義務者減などの影響によるものでございますが、申告の取りまとめも終わり、6月末には町税の課税額も確定しますが、当初予算よりいくらかでも税額が増えることを期待しているところでもあります。

次に、9の地方交付税ですが、当初予算は1,560,175千円でプランより138,355千円(8.1%)少なくなっ

います。これは、自立プラン策定時において、21の地方債のうち一番下段の「臨時財政対策債」の制度が平成18年度でなくなり、この相当額が普通交付税に振り変わるとの見込みをしていたところですが、臨時財政対策債制度がそのまま存続することが決まったことから、地方交付税が少なくなるものであります。

したがって、当初予算の地方交付税1,560,175千円と臨時財政対策債132,000千円の2つ足しますと1,692,175千円となり、プランの1,698,530千円と比べ、6,355千円(0.4%)の減となり、ほぼプランどおりの金額と推計しております。

次に、18の繰入金は、243,962千円でプランより19,965千円(7.6%)少なくなりました。

内訳はですが、プランでは、財政調整基金214,314千円と減債基金49,133千円の計263,447千円を財源不足として繰り入れする計画としておりましたが、平成17年度決算の繰越金や先ほど説明しました平成18年度歳入決算見込みの財政調整基金繰入金が大幅に少なくなったことにより平成18年度末の財政調整基金の残高が571,772千円の見込みとなったことから、当初予算では、財源不足分の財源は、財政調整基金1つの繰入金とし、240,000千円とするものでございます。

当初予算に占める割合でございますが、地方交付税は全体の収入の50%、地方税については14%、繰入金については8%、地方債については7%、使用料・手数料については4%が主なものであります。

4ページをお願いします。

【歳出】でございますが、自立プラン計画額に基づいた予算編成としておりますの

で、1の人件費から12の繰出金まで、大きな増減はなくほぼプランどおりの当初予算額となっておりますので、特に内容の説明はしませんので、疑問な点などありましたら、質疑の中でお答えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、当初予算に占める割合ですが人件費については25%、公債費については22%、補助費等については17%、物件費については13%、普通建設事業費については9%、それが主なものでございます。

次に(2)として、主な事業を5ページまで、一覧表にしております。丸山団地町営住宅建事業から福島町産業活性化サポート事業までの25事業について、その内容と事業費を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

なお、事業は事業費の多いものの順に並べさせていただきます。

次に、6ページをお願いします。

(3)基金残高及び財政推計収支額の見込みでございます。

平成18年度の決算見込と平成19年度当初予算による基金残高と財政推計収支額の推移でございます。

これは、平成18年度の決算が確定する前の金額ですのであくまで参考として捉えていただきたいと思っております。

それでは、内容について説明いたします。

アは、財政調整基金、減債基金、ふるさと応援基金の3つの基金残高の推移でございます。

①は、平成18年9月1日修正時点の金額です。②は、今回、平成19年3月15日時点における金額で、③はその増減でございます。

のH18年度の欄を縦にご覧願います。期首残高、これは平成18年4月1日の

残高で 628,437 千円です。これに、平成 19 年 3 月 31 日までに、51,003 千円を積み立て、203,064 千円を取り崩し、476,376 千円の期末残高を見込んでいました。

次に、の H19.3.15 見込みでは、同じく H18 年度で、積立金が 3,398 千円増えて 54,401 千円取り崩しが 58,621 千円少ない 44,443 千円となり、期末残高は 162,019 千円増えて、638,395 千円となるものです。

先ほど、財務課長の方から特別交付税が約 62,000 千円増えると説明がありましたが単純に今言える事は 3 月 15 日現在の見込みがまったくそのとおりだとすれば、貯金が 62,286 千円増えまして 700,681 千円になるという事で現時点では、そのような数字で覚えておいていただきたい、確定値については 10 月に開催される平成 19 年度第 1 回自立プラン推進委員会にて示していきたいと思えます。

19 年、20 年、21 年とありますの欄の平成 19 年 3 月 15 日見込みの平成 21 年の期末残高の欄のもの期末残高が最終的には 10 月が 1,000 千円のもので 11,330 千円増えまして、12,330 千円の期末残高になりますということが 3 月 15 日現在であります。

次に、イの財政推計収支額の見込みを表とグラフにしていますので、説明いたします。

アで説明しましたが、平成 18 年度及び平成 19 年度の基金の取崩額が少なくなったことにより、平成 21 年度の不足財源は基金を取り崩すことによりゼロとすることが可能となりました。

表を見ていただきたいのですが、当初計画では、平成 21 年度末の累積収支は 380,216 千円の赤字、H18.9.1 の変更

では 192,886 千円の赤字まで減少し、今回の H19.3.15 見込みでは「0」となるものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

説明が終わりましたので質疑などがありましたらお願いします。

(委員)

自立プランで作成したこの数字は変えないということですよ

(事務局)

平成 18 年 10 月に開催した時もそうですが、繰越金だとか確定したものについては、修正という形で財政集計表を変えてあります。

それで、将来 20 年度・21 年度の財政推計の数値については、繰越金の関係については整理しますが、その他については、例えば 19 年度の普通交付税が今説明した金額で収入見込みをたてておりますが仮に 1 億とか 2 億ベースで推計よりも少なく決定されるということになりますと、20 年・21 年の推計額については動かさないと正しい推計になってきませんので、その辺については交付税なり町税の推移をみながら皆さんと協議して変える必要があるものは変えていきたいという考え方でありますのでよろしくをお願いします。

(委員)

平成 19 年度 10 月の確定数値が出ないと比較対照が出来ないですし、現段階ではどのような形でプランの推進を行っていくかという事も出来ないですし、確定数値が出た以降に会議を行い、その結

果を町民に周知してもらいたい。

(委員)

3ページの21地方債の自立プランで83,000千円から230,700円になっているのはなぜか。

(事務局)

21の地方債の臨時財政対策債が自立プラン策定時では国の方は当初18年度を持って制度廃止という情報がありましてプラン策定時には0としておりましたが、変更があり制度存続することになりましたので平成19年度の当初予算額に132,000千円を計上したことが主な内容であります。

(委員長)

他に質疑等ないようですので、次ぎの案件に入ります。

(3)検討課題項目の修正について(時点修正)を議題とします。

内容について事務局より説明願います。

(事務局)

案件3 検討課題項目の修正について、説明いたします。

これは、プラン本文に文書で記述されている9つの重要な検討課題項目について、町の取り組み状況を説明し、委員から、この取り組みに対する意見等を願います。

なお、取り組み状況は平成19年3月1日時点でございます。

9つの内、番号を で囲んでいるものが、状況に変化があったものですので、の5つについてのみ説明いたします。

1の「広域行政の積極的検討」です。内容は、国保、介護保険等を複数の町で共同処理できないかどうかの検討です。

検討状況ですが、福島、松前、知内、木古内の4町による「共同事務推進会議」において検討した結果、平成18年12月21日に最終報告があり結論がでたところであります。国保事業、介護事業とも共同処理は無理との結果となり、引き続き単独での運営となるものでございます。このため、検証は結論がでたの「A」としております。

次に、2の「町税について」です。内容は、収納率を高める検討です。

検討状況は、役場全体で対応している収納体制を今までより充実させ滞納額の圧縮に努めるものとしています。また、税等の滞納による行政サービスを制限する条例も今後の滞納額の状況等を判断しながら引き続き検討することとしております。

検証は前回と同じく検討中の「B」です。8ページをお願いします。

5の「大型建設事業について」です。内容は、テレビ地上波放送のデジタル化による中継局の事業計画の検討でございます。委員の皆様もテレビコマーシャルやチラシなどで、現在のアナログ放送が2011年(H23)7月24日で終了することはご存知のことと思います。

検討状況でございますが、民放のデジタル化による中継局の整備は、原則、放送事業者で整備することとされています。

町内には福島局(千軒)と白符局(宮歌)の2つの中継局があります。このうち、福島局は重要中継局であることから2009年(H21)に放送事業者が整備することが決まっていますが、小規模中継局の白符局は検討中となっています。

総務省では全国的にデジタル化を促進するため、平成19年度限りの交付金制度を予定しています。

この交付金は、過疎地域や中山間地域

などの条件不利地域にある中継局（当町は白符局が該当）を市町村で整備する場合に3分の1を補助するものです。

ただし、これも放送事業者が自力で整備することができないことを市町村にきちんと説明し、そのうえでHNK、民放、市町村が協調し一緒に中継局を整備することが必要となります。

このため、今後において平成19年度での中継局の事業計画が進展することも予定されます。

このため、検証は検討中の「B」としています。

次に7の「学校の統廃合について」です。内容は、記載のとおりです。

検討状況でございますが、吉岡幼稚園は、平成19年度の閉園に向けて関係者と協議を進めています。白符小学校は、平成20年4月より福島小学校と統合する結論となりました。

検証は、検討中の「B」としています。次に、9ページをお願いします。

9の「青函トンネル償却資産」です。

内容は、青函トンネルの固定資産税の課税特例による減額措置の撤廃に向けた要望活動です。

検討状況でございますが、現在の課税特例の状況、国の税制改正の動向、関係市町村との連携取り組み、今後の取り組みの4つに整理し、その内容を記載してあります。この内、要点のみ簡単に説明させていただきます。課税特例の撤廃に向けて、青森県の外ヶ浜町とも連携し要望活動をしてきましたが、国においては、平成18年度で終了する地方税法附則による2分の1の特例をさらに5年間延長する地方税法改正法案を国会に提出したことから、今後の取り組みを関係市町の、知内町、木古内町、青森県外ヶ浜町、香川県坂出市などと共同しながら、国に対

して課税特例による固定資産税の減収分の財源保障を要望していくこととしていきます。

以上で、説明を終わりますので、よろしくをお願いします。

（委員長）

説明が終わりました。

質疑などがありましたらお願いします。

（委員）

No2の町税について、滞納者に対しては、負担の公平の原則から通常の滞納処分のほかに行政サービスの制限により、収納率を高めるなどの検討とは、例えば介護保険などを発行しないということですか。どのような事をするのですか。他に、町税等収納対策推進本部設置要綱とは何年に設置したのですか。

（説明員）

対策として通常の税務職員による訪問徴収・督促状の送付の外に特別徴収として各課の管理職及び総括主査含みまして時期的に滞納者へ訪問しております。

これからどうするかということですが、今までは、年2回にわけて徴収を行っておりましたが、従前以上に滞納者を訪問して状況把握、納税に関して考えを聞いたりします。

それから滞納整理機構につきましては平成16年から始まりまして負担金としましては実質7,275千円支払っております。徴収していただいた分は、18,293千円でありまして、負担金と比較した際には約2.5倍位の収入となっております。委託額としますと年で15,000千円～16,000千円位の委託をしております。徴収率にしますと30.5%が整理機構で徴収しております。

それから、不納欠損関係については、基本的には税法上法律で決まっておりますので当然状況把握しながら不納欠損しなければならぬ場合もあります。色々なケースがありますが、きちんと対処して参りたいと思いますのでご理解していただきたい。

要綱につきましては、平成12年の設置になっております。

(町長)

滞納者の徴収方法については、差押え等の行為も出来ますが、営業行為を行っている方は、そのような事をするとう倒産へと結びつくことになりまして、そこで働く従業員の事などを考えると難しい状況であります。

現在行っている方法をさらに工夫しながら行うよう考えています。

(委員長)

他に意見がないようなので、次ぎの案件に入ります。(4)ふるさと応援基金事業な選考等について、を議題とします。

最初に、(4)のふるさと応援基金補助金交付要綱(案)次ぎに(1)の寄付金状況、(2)の応援基金事業メニューの内容について、事務局より説明願います。

(事務局)

案件4 ふるさと応援基金事業の選考等について、を説明いたします。

ふるさと応援基金は、町内外に広く寄付をお願いし、個性あるふるさとづくりのために設置したものです。基金は 産業振興、 生活環境・福祉の充実、 人材育成・文化の振興、 コミュニティ推進の4つの事業に区分して行うものです。

本日の委員会においては、昨年からこれまで町の各課において関係する団体と

も協議しながら、ふるさと応援基金事業として整理したもののうち、平成19年度に実施を希望する事業メニューもあることから、当該基金の目的に合致する事業の選考をお願いするものでございます。

また、事業主体が町以外の場合もあることから、ふるさと応援基金の補助要綱(案)についても検討をお願いするものです。

(1)に、平成19年3月1日現在の寄付金の状況を記載してありますので、参考にさせていただきたいと思います。合計で、32人から3,846,305円の寄付をいただいております。

10ページをお願いします。

(2)町で考えている応援基金事業メニューについて、でございます。

ここに記載しております、7つの事業メニューは、先ほど申し上げたとおり、昨年より役場内、そして関係団体と協議しながらまとめたものです。

表は、基金の事業区分、事業名、事業概要、実施年度、概算事業費を記載しています。NOの下にある印は事業メニューに対して町の考え方を示したものです。

は平成19年度に事業の実施を希望するもの、 は平成20年度以降に向けて継続して検討を希望するもの、×は今回で取り下げをするものでございます。

また、概算事業費欄の()はふるさと応援基金充当希望額となっております。

個々の事業をNO1から順番に説明いたします。

・浦和漁港キタムラサキウニ蓄養試験事業は、組合事業で平成19年度の実施を予定しております。内容、概算事業費等は記載のとおりです。町の考え方は、組合の事業実施に向けた体制等も整備されていることから、平成19年度での補助としたいものでございます。

・ 2 の高齢者肺炎予防接種事業は、町の事業で平成 20 年度からの実施を予定しております。内容、概算事業費等は記載のとおりです。町の考え方は、現在、実施に向けて福島医歯会と協議中であること、また当該事業を総合開発計画ローリング事業とすることも検討中であることから、の継続検討希望としています。

・ 3 の地域活動支援センター事業は、町事業で既に平成 18 年 10 月末から道補助事業として実施しています。この事業メニューは昨年の第 1 回委員会における事業メニューで、この段階では補助事業での実施が不透明であったことから提案していたものでございます。その後、平成 18 年 12 月 5 日に道補助として採択されたことから、×の今回で取り下げとしています。

・ 4 のコミュニティ交通安全事業は、町事業で平成 19 年度の実施を予定しております。内容、概算事業費等は記載のとおりです。町の考え方は、町内会と連携した交通安全運動でより積極的な啓発活動につなげるために、の計画年度での実施としたいものでございます。

・ 5 の黒米「きたのむらさき」栽培事業は、農協事業で平成 19 年度からの実施を予定しております。内容、概算事業費等は記載のとおりです。町の考え方は、平成 19 年度に農協で予定している試験栽培の結果等を踏まえて事業内容を精査する必要があることから、の継続検討希望としています。

・ 6 の千軒地域活性化事業は、福島町千軒地域活性化実行委員会事業で平成 19 年度の実施を予定しております。内容と概算事業費等は記載のとおりです。町の考え方は、これまでの事業の取り組み、また実施体制等が整備されていることから、の平成 19 年度での補助としたい

ものでございます。

・ 7 の前浜産マイカスルメ特産化事業は、福島町水産加工振興協議会事業で平成 19 年度での実施を予定しております。内容、概算事業費等は記載のとおりです。町の考え方は、実施体制が整備されていることから、の平成 19 年度での補助としております。

なお、事業の詳しい内容や疑問点などがございましたらお願いしたいと思います。

(委員長)

それでは、質疑に入りたいと思います。

(委員)

12 ページの交付要綱(案)第 2 条の(2)のその他町長が特に認めた団体等とありますが、どのような団体でしょうか。

(事務局)

交付要綱(案)を策定段階では想定出来る事例は事務局の方では持ち合わせておりませんでした。

今後、どのような内容の補助申請が出てくるかわかりませんので、対応可能な形での補助対象者ということで整理しておりますのでご理解願います。

(委員)

先ほど、町内に限らず町外からの対応も含めているのですか。

(事務局)

あくまでも助成する団体については、町内に住所や事業所をかまえているものということで捉えていますので、町外の方に助成するということは考えておりません。

(委員)

13ページの第7条の交付決定についてなんですが、第6条の交付申請含め決定者は町長になっていますが、自立プラン推進委員とは別に審査会を設置しそこで審査する等にしてこの文面の町長のところを審査委員会にしてはどうでしょうか。

(事務局)

町の条例に基づき積み立てた基金なので、それを使う場合については議会へ予算を提案する形になりますので、責任を持った形での提案となります。

最終的には町長が決定し議会へ提案し責任を持って説明することになりますので今の提案内容については参考とさせていただきます。

(委員)

それでは、第7条へ3項ということで審査会等からあがってきた意見をもとに町長が執行するというようにしてもらえないですか。

(町長)

基金の運用及び事業の採択については、委員会の中で意見をいただいたなかで順位を付け運用していく事で議会の中で説明しておりますので、町長の一存ということではなく、委員の意見を聞いた中で運用していく方向なので提案のありました意見については条項を付け加える形で整理いたしますのでよろしく申し上げます。

(委員)

前にいただいた資料の推進委員会の設置要綱の中で基金の事業選考に関する事は自立プラン推進委員会の中で行うことになっておりますので、ですからこの委

員会で決めるということの捉え方でいいんですね。

(町長)

そうです。

(委員)

12ページの補助金の額について、補助率の10分の5以内・10分の7以内とありますが何か意味があるのですか。

(事務局)

第1号については、産業振興に係る部分で最終的には利益に繋がってくるころなので補助率として50%以内補助としてとどめたいと思っています。

第2号・第3号・第4号については、基本的に利益を伴わない事業であり、コミュニティ・人材育成・福祉にかかる部分であり気持ちとしては10分の10としたいところですが寄付金であり、そのような事をしますと基金がすぐなくなることになりますのでその辺を総合的に勘案した中でそこで差を付けた補助率になっております。

先ほども意見ありましたがこの補助率に固持している訳ではありませんので、委員の中で検討し補助率を変更することも可能です。

(委員)

補助率の変更については、条例で決められているのではないのですか。

(事務局)

ふるさと応援基金で積んだ分を使用する場合の補助金交付要綱であり新規の交付要綱でありますからこの場で委員の皆さんに議論をしていただき、決めていただければそれに基づいて町長に補助申請

のあったものについては、また正式にお諮りしてそこで決定されたものを予算化していきますのでこの場で決めていただきたいと思います。

（委員）

確かに利益を追求する産業とそれを伴わない福祉等であるが補助率に差が付くのはどうかと思いますが。

（町長）

産業関係であれば個人でなく団体であり、漁協、農協、商工会、森林組合等が事業主体で取組む場合があると思いますが、その場合、団体でも何割か負担することによって取組み意識も変わってくると思いますし、尚かつ効果が見込めるのではないかと思います。

利益の有無により、福祉・コミュニティ等と違うので若干差をつけ、今委員会で皆様に提案しているところであります。

（委員）

場合によってはここで記載されている補助率以上の補助、8割や9割など補助するケースもあるのではないかと。

（事務局）

先ほどの意見と同様、推進委員会の中で別に補助率を定める事が出来るということも第5条に追加することもできますが。

（委員長）

第5条の補助率を原則として、今の要綱では場合によっては審議する余地がないので、特別な場合があれば審査委員会で審議によるという条項を追加するという事でよいのではないかと。

（委員長）

それでは要綱（案）について他に意見がないようですので（2）の応援基金事業メニューの質疑を入ります。

（委員）

5ページのうに移殖放流事業の事業内容と基金の方で取り扱う浦和漁港キタムラサキウニ畜養試験事業の違いについて教えていただきたい。

（説明員）

性格的には似たようなものでありますが、5ページのうに移殖放流事業については、深いところから5m～6mの所へ移植させ採取できるようにするという事業であり、10ページの浦和漁港キタムラサキウニ畜養試験事業については、昨年・一昨年とウニの塩水パックを作りまして、この時に、天候に左右されずいつでも供給できるようにしたいということをお話し合いました。漁港の静穏域を利用し試験事業を行いたいということが本事業の趣旨であります。

（委員）

松前町で行っている畜養とは別なのですか。

（説明員）

松前町で行っている畜養については、先ほど5ページで言いました沖合からもってきているものと同じような趣旨のものであります。

（委員）

町として を付けた4つの事業を行いたいという事ですよね。それと概算事業費の中の補助額については半分位になるということで認識してよろしいのですか。

(事務局)

事業メニューを取りまとめる段階で本来であれば先ほどの議論していただいた補助要綱を先に正式決定して、これに基づいて各団体から補助申請をもらうのが本来の流れであります、逆になってしまいました。

については、総事業費1,063千円の2分1の530千円で先ほどの補助要綱と合致しております、 についてコミュニティについては町事業でありますので640千円であります。

の千軒地域活性化事業については、全額500千円で応援基金での補助と要望がありました、要綱の第1号にあたりますので原則としては2分の1の250千円と整理しまして、これから要綱が4月1日から施行になりますので、再度担当グループの方から千軒地域活性化実行委員会の方に差し戻しまして正式な事業要望を取りまとめていきたいと思ます。

(委員)

の町のコミュニティ交通安全事業は全補助なのか。

(事務局)

これは、町が交通安全啓発用資材を一括購入して各町内会へ配布する事業です。

要綱の第2条の補助対象者については、団体・グループと掲げておりますが、町が行う事業については応援基金を全補助で行うこととしておりますのでご理解していただきたい。

(委員)

やはり募集事業については、要綱が制定される4月1日以降にもう一度事業メ

ニューについて広く公募してふるさと基金事業の意義なりを町民や町内外へアピールすることが必要ではないか。

この事業メニュー内には、子どもに関するメニューは全くないですし、そのような団体もあるでしょうし、また応援基金事業に応募にあたり団体・グループでどのように応募すればいいのかわからない団体もいると思います。

なので、要綱ができましたということ町民へ周知したほうがよろしいのではないですか。

そのうえで、もう一度事業を広く集めた方がよいのではないですか。

ふるさと応援基金を作った当初の意義がありますから、それをもっと活かしてこれから考えていかなければならないのでしょうか。

そういう意味でも初めに事業を決めるには慎重に行わなければならないのかと思います。

今は、要綱をきっちり整理した方がいいと思います。

(委員)

事業採択についても審査する期間も設けなければ判断が出来ないのではないか。

ある程度審査する時間が必要であると追います。

(委員長)

応援基金事業の運用を有効的に使っていくかとすれば、予算上で考えれば年2回の会議開催でも適正なのかもしれないが、事業そのもの考えれば、きめ細かに要望を聞いて具体的内容を把握した上でやらなければならないだろうなという慎重な考え方になるだろうなという気がします。

(町長)

事業については、各担当課が関係団体機関の方と相談して絞った雰囲気申請されてきているんですが、ただ、見てわかるように例えば教育委員会関係については、一つもありませんし、もう少し担当課でその辺の対応の仕方、要望等の掌握の仕方をきめ細かくしながらこの委員会の場で議論するような委員会であれば本来の応援基金の趣旨に沿ったものにならないと思います。

その辺については、色々な意見が出ておりますので改めて把握に努めていきたいと思っておりますし、また町広報等においても申し出等も行わなければならないと皆様の意見から思いますので、そのような方向で取り組ませてまいります。

(委員長)

それでは、今回あがってきているこの事業についてはこの場で決定しないという事でよろしいですね。

(委員)

5月以降にでもやるのであればその時決めたらよいと思いますが、町が行う事業が全補助という事はおかしいと思いますので課題としておいてもらいたい。

(委員長)

それでは、応援基金の補助執行については別に設けて委員会を開催するよう日程等、事務局で再度検討してもらおうことでよろしいですか。

(各委員)

了承

(委員長)

それでは事業メニューについては、別に会議を設定し行うようにするというのと、要綱については、意見のありました条項を付け加えるということで承認してもらえますか。

(全委員)

意義なし

(委員長)

それでは、次の案件に入ります。
会議日程の5 情報提供について、(1) まちづくり基本条例について、を議題とします。内容について事務局より説明願います。

(事務局)

案件5 情報提供ですが、資料の11ページをお願いします。

(1) 仮称まちづくり基本条例についての情報提供でございます。

町では、仮称福島町まちづくり基本条例の検討を現在進めているところです。

このため、条例の考え方やスケジュールなどについて、今後、広報紙で、町民周知をすることとしています。

資料の15ページに広報紙の掲載文を添付していますので、そちらをお願いします。

基本条例の意味、基本条例の必要性について記載し、町において「仮称・福島町まちづくり基本条例」の検討を開始することの町民周知でございます。

検討に向けたスケジュールや体制の概要については、5月若しくは6月広報紙でお知らせしたいと考えています。

まちづくり基本条例の検討を進める上では、住民参加が不可欠であります。

このため、これから住民検討委員会設

置要綱を整備して、検討委員を委嘱していくこととなります。委嘱方法でございますが、町からの指名と公募を予定しています。

自立プラン推進委員の皆様にも、色々とお話する場面もあると思いますので、よろしく願いして、説明を終わります。

(委員長)

説明が終わりました。質疑等ありましたらお願いします。

(委員)

具体的に条例の内容で、考えていることはあるのですか。

(事務局)

福島町としても財政が厳しくなり、国の方でも地方の事は地方でということで税金なども税源移譲で町の方へ振り返る等行っております。

町の事は自ら決めて行かなければならない状況ではありますが、今までのように町だけで決めるということではなく、自立プランのように財政の状況等を情報公開しながら町民にも参加してもらいながらこれから決めていくことを目指してお互いに検討していきたいと思っております。それが最終的にまちづくり基本条例というものにしていきたいと思っております。

(委員)

自立プラン推進委員の皆さんがこの条例の検討委員会に入るのですか。別に選択肢、委員以外の町民も求めるのですか。

(委員長)

財政上の問題とか今までの運営を行ってきたことで自立プランを策定し、こう

いう町を目指していく、いわゆる財政上の危機的状況を脱出しようということの一つ大きな目標で自立プラン、それから無い財政の中でプランを活用しながら発展性を求めようとする趣旨もあったわけですね。その時にこの自立プランの方向性とこの基本条例そのものの整合性をどのように考えるのでしょうか。

策定する際にどのような形で町民の参画をまた求めていくのですか。自立プラン策定の時のような形式で一から積み上げるのか。

自立プランを原則にそこを土台としてそのうえに条例を作っていくという考えなのか。町民説明会を行う前に町民の参画を推進するような行動をおこすのか、その辺が曖昧に感じるのですが。

(事務局)

最初にやるべきことは推進体制をどのように組むのか、検討委員の設置要綱をまず町長が設定しなければ進みませんし、その設置要綱の案については、まだ町長と協議して作成しておりません。

ただ、先進地の事例をみますと産業団体や町内会連合会等の役職の方や広く一般町民を公募する形で人数については15名～20名程度、それに都市に近いところであれば大学の先生等の専門家の方に委員に入って検討を行っています。

福島町は、現在事務局については企画グループの方で司ることになっていますが、気持ち的には自立プランの委員の皆様をお願いしたいところなのですが、検討期間が1年以上かかり最低でも月に1回程度の会議開催となりますし、会議も煩雑になります。そうなればご迷惑をお掛けすることになりますので、その辺については町長と協議していきますが、基本的に人数については15名～17名を

最大値にしなからその内、何名を一般公募するのかその辺についても町長と協議しながら、あとは基本的には町長の方から絞った形で委嘱して町づくり基本条例の検討委員になってもらおうかということがあります。

あとは、町の方から先進地の事例なり町の実際の財政状況を説明しながら、町づくり基本条例の中身について議論していただいて最終的には座長から検討委員会の提言書ということで町長に報告していただき、更に町長が内容を精査して議会の方へお諮りして、最終的には基本条例を作っていきたいと思っています。

予定としては、今年の10月頃から正式に本格的な動きがとれるよう準備しておりますのでご理解願います。

(事務局)

実際には自立プランの理念に共通する部分がありますし、協働・自主自立・情報公開などが基本理念になってきます。

情報公開や委員の公募等、先行して取り入れられている部分もありますからそういった部分を条例化していくという作業が大半になるのかと思われま

(委員長)

他に意見がないので、次回の会議日程についてお願いします。

(事務局)

次回の会議に日程についてなんですが、ふるさと応援基金の事業メニュー関係についてなんですが、5月中旬か下旬位の日程で委員長と相談しながら日程を進めて皆様にご案内しますのでお願いします。

(委員長)

次回の会議は5月中とし、主にふるさと応援基金事業メニューについて、を議題として開催することとします。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(閉会 午後8時30分)